



事業法第27条の3適合契約への移行について(報告)

令和3年6月28日
事務局

- モバイル市場の競争の促進及び電気通信市場の環境の変化に対応した利用者利益の保護を図るための電気通信事業法の一部を改正する法律※(2019年5月10日成立・5月17日公布)が2019年10月1日に施行。

※衆・参ともに全会一致で成立。

改正法による措置

移動電気通信役務について、携帯電話事業者・販売代理店に対して、以下の規律を設け、公正な競争を促進。

① 通信料金と端末代金の完全分離

- 端末の購入を条件とする通信料金の割引を禁止
- 通信役務の締結を条件とする端末代金の値引き等の利益の提供等を禁止

② 行き過ぎた囲い込みの是正

- 契約の解除を不当に妨げる提供条件を約することを禁止

※ このほか、販売代理店の届出制度の導入及び事業者・代理店の勧誘の適正化に係る措置も実施。

禁止行為の具体的な内容

(従来)通信料金を原資とした過度な値引き・キャッシュバック(例:10万円端末の0円販売等)

禁止される「利益の提供の内容」

→ 端末代金の値引きの上限2万円 等

(従来)4年縛り契約、違約金9,500円

禁止される

「契約の解除を不当に妨げる提供条件の内容」

→ 期間拘束は2年まで、違約金※の上限1,000円
期間拘束ありプランとなしプランの値差170円/月 等

※ 違約金とは、期間拘束のある契約を解除する場合に支払いを要する金銭。

- ・モバイル市場の競争の促進及び電気通信市場の環境の変化に対応した利用者利益の保護を図るための電気通信事業法の一部を改正する法律(2019年5月17日公布)が同年10月1日に施行。
- ・対象役務は、携帯電話サービス及び全国BWAサービス(スマートフォン、フィーチャーフォン、タブレット、モバイルルータ)
- ・対象事業者は、MNO、MNOの特定関係法人、MVNOのうち利用者数の割合が0.7%を超える者(合計37者)及び販売代理店

競争を行う際の最低限の基本的なルールとして、携帯電話事業者・代理店に対して以下の規律を設け、モバイル市場の公正な競争を促進。違反した場合は業務改善命令の対象。

通信料金と端末代金の分離

- 端末の購入等を条件とする通信料金の割引を禁止
- 通信契約とセット購入時の端末代金の値引き等の利益の提供を上限 2万円に制限
(先行同型機種 of 買取価格を下回ることも不可。)
- 端末代金の値引き等の利益の提供の例外
 - ① 廉価端末
→ 0円以下とならない範囲で利益提供可
 - ② 通信方式変更/周波数移行に対応するための端末
→ 0円未満とならない範囲で利益提供可
 - ③ 不良在庫端末
→ 最終調達から2年で半額までの利益提供可、
→ 製造中止から12か月で半額まで、24か月で8割までの利益提供可

※ 新規契約を条件とする通信料金の割引、利益の提供についても同様のルール

行き過ぎた囲い込みの禁止

- 期間拘束契約の期間の上限 2年
- 期間拘束契約の違約金の上限 1,000円
- 期間拘束のない契約の提供の義務付け
- 期間拘束の有無による料金差の上限 170円/月
- 更新を伴う契約が満たすべき条件
 - ① 契約締結時に、契約期間満了時に期間拘束を伴う契約で更新するかどうかを利用者が選択可能
 - ② ①の選択によらず料金その他の提供条件が同一
 - ③ 契約期間満了時に、期間拘束を伴う契約で更新するかどうかを利用者が改めて選択可能
 - ④ 違約金なく契約を解除可能な更新期間が少なくとも3か月間設けられている(自動更新なしの場合は1か月)
- 継続利用割引時の利益の提供 1か月分の料金/年

○ 電気通信事業法第27条の3のルール

- 改正電気通信事業法(令和元年法律第5号。以下「改正法」とする。)の施行日(2019年10月1日)以降、新たに「約す」契約(「更新」を含む。)は、電気通信事業法第27条の3(昭和59年法律第86号。以下「事業法」とする。)に適合した条件の契約である必要がある。
- ただし、施行日より前に約された契約については、最初の契約の更新の際に、事業法27条の3に適合した条件の契約(以下「適合契約」とする。)に移行することが原則だが、適合契約への移行が不利となるおそれのある例外的な利用者も存在するため、「当分の間」の経過措置として、施行日より前に約された事業法第27条の3に適合していない契約(以下「既往契約」とする。)については、事業法第27条の3に適合しない条件のまま「更新」することを特例として認めている(事業法施行規則附則第3条第1項第1号)。
- 既往契約には、次のものがある。
 - ① 事業法第27条の3不適合期間拘束契約(以下「不適合期間拘束契約」とする。)
 - ・ 違約金1,000円超、期間拘束2年超など施行規則第22条の2の17に適合しない契約。
 - ・ 特例により、再度、改正法不適合の条件で更新をすることができる。
 - ② 事業法第27条の3不適合利益提供等(以下「不適合利益提供等」とする。)
 - ・ 端末購入を条件とする通信料金の割引や通信契約の継続利用を条件とする端末代金の値引き(割賦残債の支払免除)など施行規則第22条の2の16に適合しない利益提供が残っている契約。
 - ・ 再度、改正法不適合の条件で約すことはできない。

MN03社の移行促進のための取組と現状

- 事業法第27条の3適合契約への移行の促進に関し、各事業者は、事業法第27条の3不適合期間拘束契約からの移行の際の違約金の免除等の取組を実施。NTTドコモは、免除ではなく留保の取組を行っているが、本年秋に見直す予定。
- KDDI及びソフトバンクの事業法第27条の3不適合利益提供等のうち、割賦代金の残債免除を行うものについては一定期間、既往契約が継続している状態。

		NTTドコモ	KDDI		ソフトバンク	
			au	UQモバイル	ソフトバンク	ワイモバイル
期間拘束プランの提供有無	4Gプラン	有 →2021年秋に期間拘束契約の新規受付を終了予定。	有	無	無	
	5Gプラン	無				
不適合期間拘束契約残存割合※1 (参考:3社計約5,300万契約)		51%	51%	41%	53%	
プラン変更時の違約金免除の取組	対象者	全員	全員	全員	全員	①ワイモバイルと2年以上契約している人又は②プラン変更と同時に端末を購入する人 全員
	移行先プラン	全てのプラン	一部プラン※2を除く全てのプラン	全てのプラン	全てのプラン	ワイモバイルのプラン ワイモバイル以外の全てのプラン
	免除の内容	9,500円の違約金留保 (既往契約の拘束期間中にドコモを辞めると9,500円の違約金の支払いが発生) →本年秋見直し予定	違約金0円	違約金0円	違約金0円	違約金0円
事業法第27条の3不適合利益提供等の残存割合※1 (参考:①3社計約620万契約、②2社計約1,405万契約)	①通信料金の割引	7.2%	32.5%	-	29.4%	-
	②割賦代金の残債免除	-	75.0%	-	56.0%	-

※1 事業法第27条3の施行時(2019年9月末)の残存数を100とした時の2021年3月末時点の指数、※2 期間拘束の有無を選択できるプランで期間拘束なしの契約をした場合

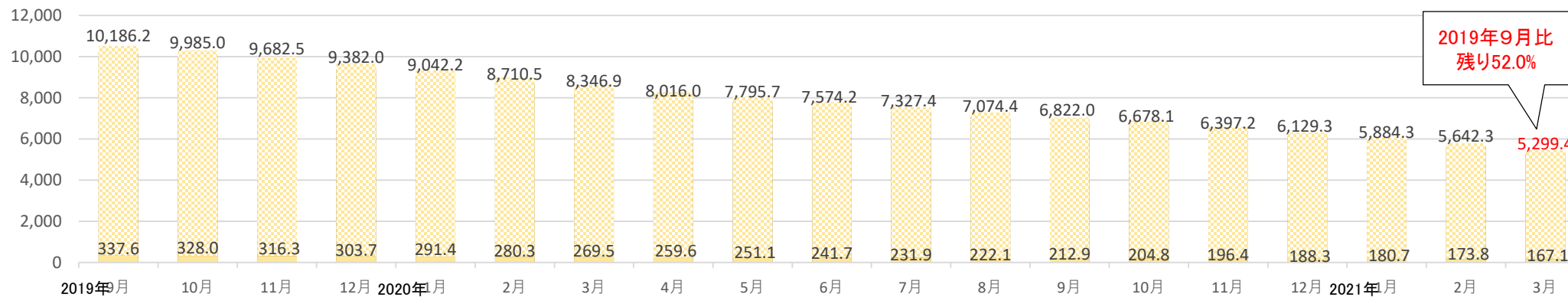
MNO3社の事業法第27条の3不適合契約(既往契約)の残存数

- 事業法第27条の3不適合期間拘束契約は、改正電気通信事業法の施行後1年6か月(2021年3月末)で、3社合計で残り約5299.4万契約となっており、約52.0%が残されている。
- 事業法第27条の3不適合利益提供等は、改正電気通信事業法の施行後1年6か月(2021年3月末)で、3社合計で残り約2023.6万契約となっており、約39.0%が残されている。

事業法第27条の3不適合期間拘束契約の残存数 (3社計)

■ 事業法第27条の3不適合期間拘束契約の残存数(MNO3社)
 ■ うち施行規則第22条の2の17第1号に係るもの(MNO3社)

(万件:千件未満切捨て、月末時点)



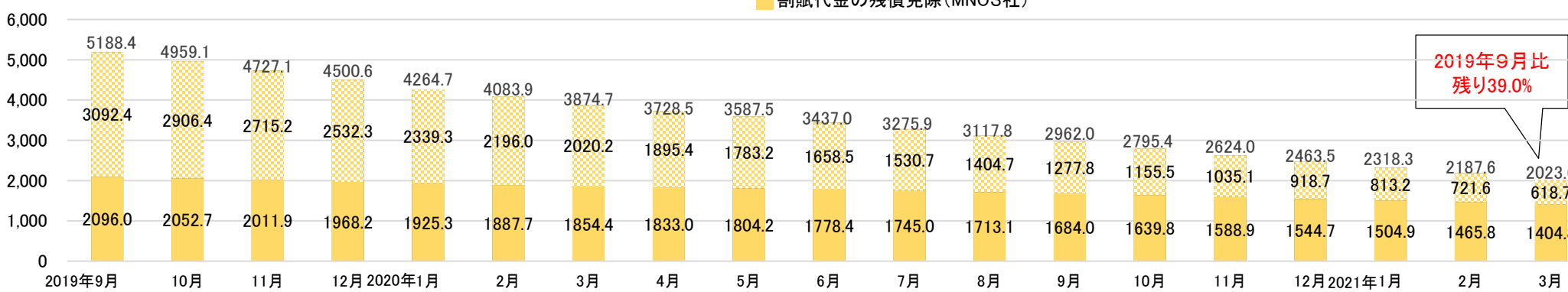
2019年9月比
残り52.0%

注1 事業法第27条の3不適合期間拘束契約とは、電気通信事業法施行規則第22条の2の17第1号に掲げる提供条件(違約金等の定めがある場合において、当該違約金等の定めに係る期間が二年を超える期間であること)又は同条第4号に掲げる提供条件(違約金等の額と特定経済的利益の額との合計額が千円を超えるものであること)のいずれかに該当する契約をいう。
 注2 2020年10月末時点以降は、同年10月1日にKDDIに事業承継が行われた「UQ mobile」分の数値を含む。

事業法第27条の3不適合利益提供等の残存数 (3社計)

■ 通信料金の割引(MNO3社)
 ■ 割賦代金の残債免除(MNO3社)

(万件:千件未満切捨て、月末時点)



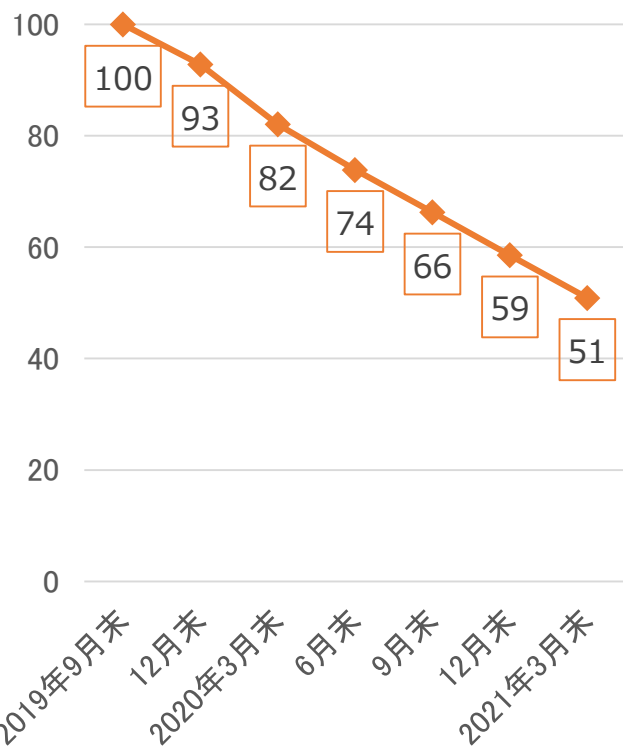
2019年9月比
残り39.0%

注1 事業法第27条の3不適合利益提供等とは、改正電気通信事業法の施行の前に約された移動電気通信役務の料金又は利益の提供であって事業法第27条の3第2項第1号に規定する移動電気通信役務の料金又は利益の提供に該当するもののうち、改正法の施行の時点でその全部又は一部が実施されていないもの(通信料金の割引、割賦代金の残債免除等)をいう。
 注2 2020年10月以降のKDDIの残存数には、同年10月1日に事業承継を行った「UQ mobile」分は含まない。

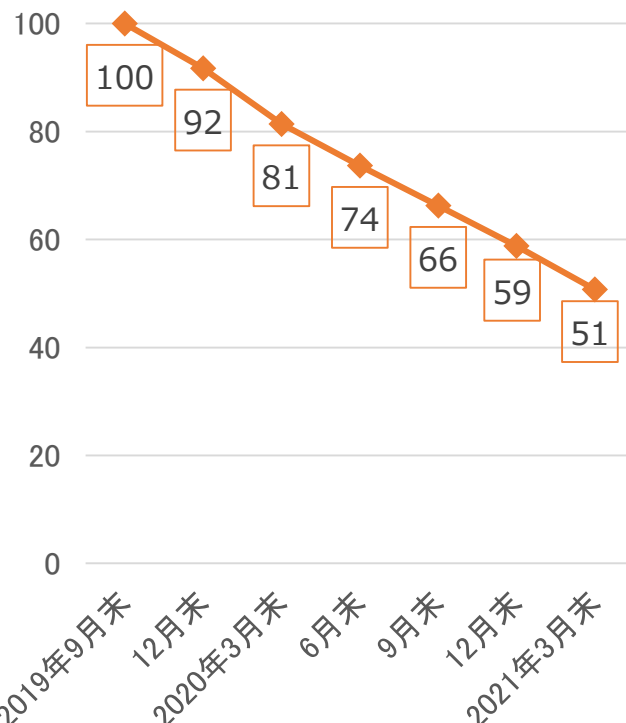
事業法第27条の3不適合期間拘束契約数の指数の推移

- ・ 2019年9月末時点の事業法第27条の3不適合期間拘束契約数を基準値(100)とした場合、2021年3月末時点の各社の指数の推移は以下のとおり。
- ・ 指数の四半期ごとの推移の平均値(小数点第2位四捨五入)は、ドコモ:▲8.2、KDDI:▲8.2、ソフトバンク:▲7.9となっており、2021年以降もこの平均値で推移したとしても、事業法第27条の3不適合期間拘束契約数が0になるまでには、2022年12月末までかかる見込み。

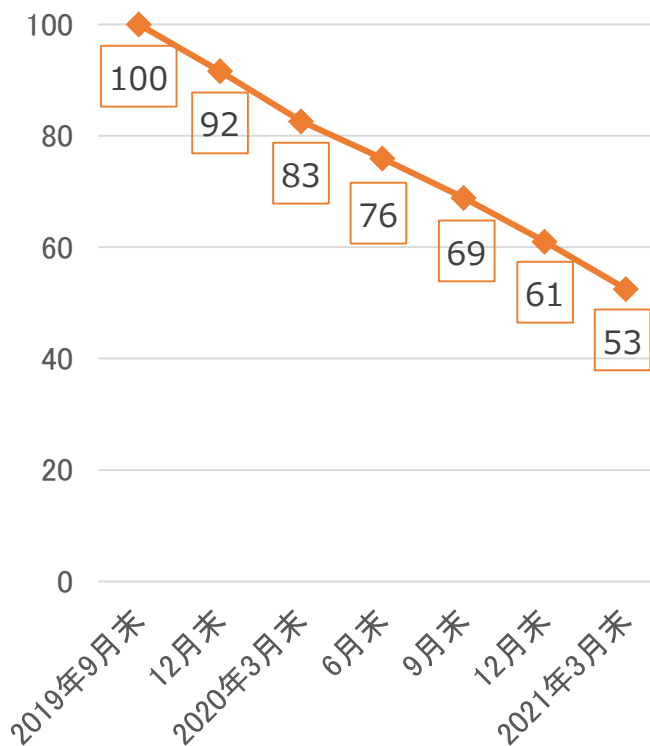
<NTTドコモ>



<KDDI>



<ソフトバンク>

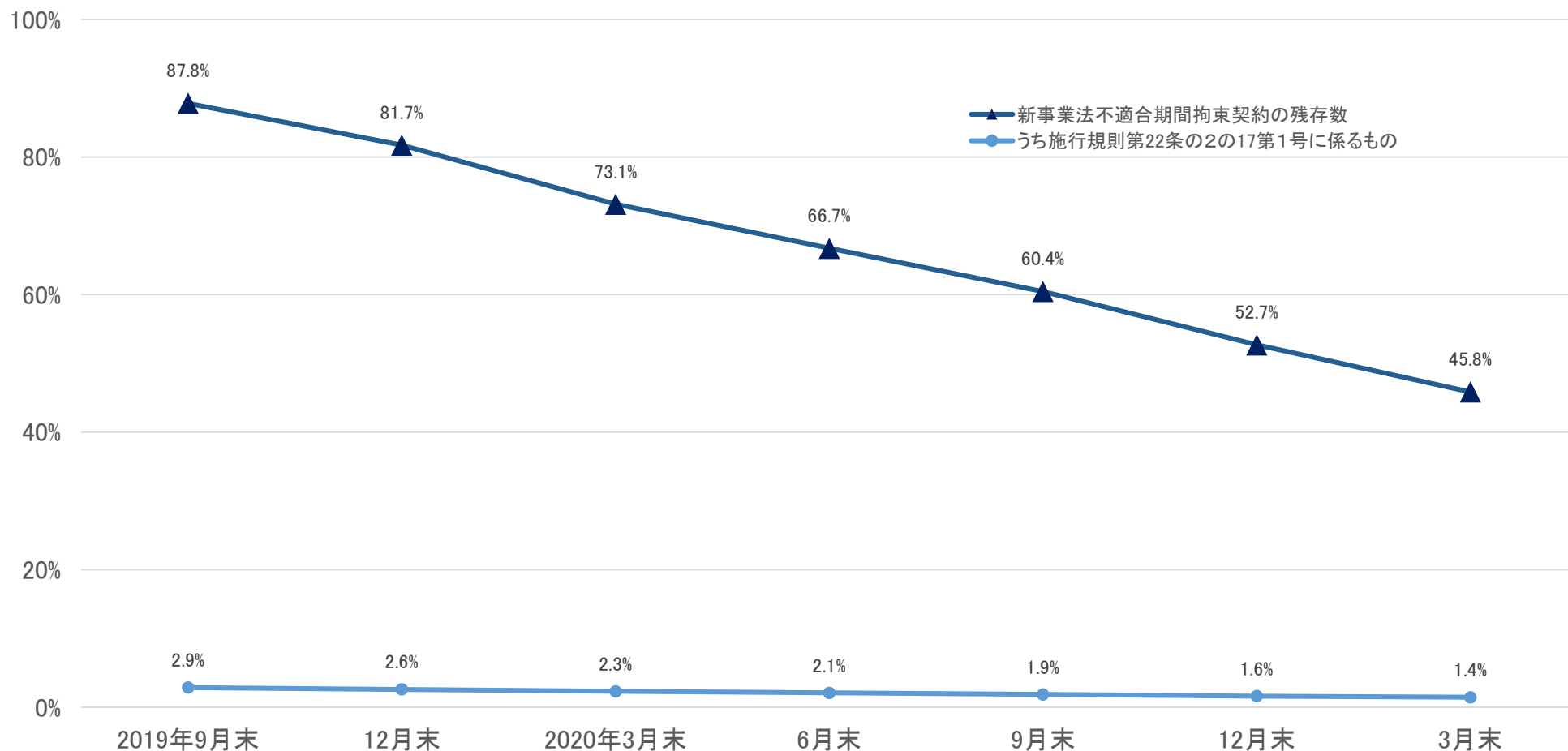


注1:2019年9月末時点を基準値(100)とした場合の指数の推移。

注2:KDDIの既往契約数には、事業承継を行う以前からの「UQ mobile」分を含む。

MNO3社の契約数全体に占める事業法第27条の3不適合期間拘束契約数の割合の推移

- 事業法第27条の3不適合期間拘束契約数の違約金は、利用者が新料金プランに自ら移行をしない限り、9,500円のまま。
- 契約数全体に占める割合(MNO3社計)は、45.8% (2021年3月末時点)。



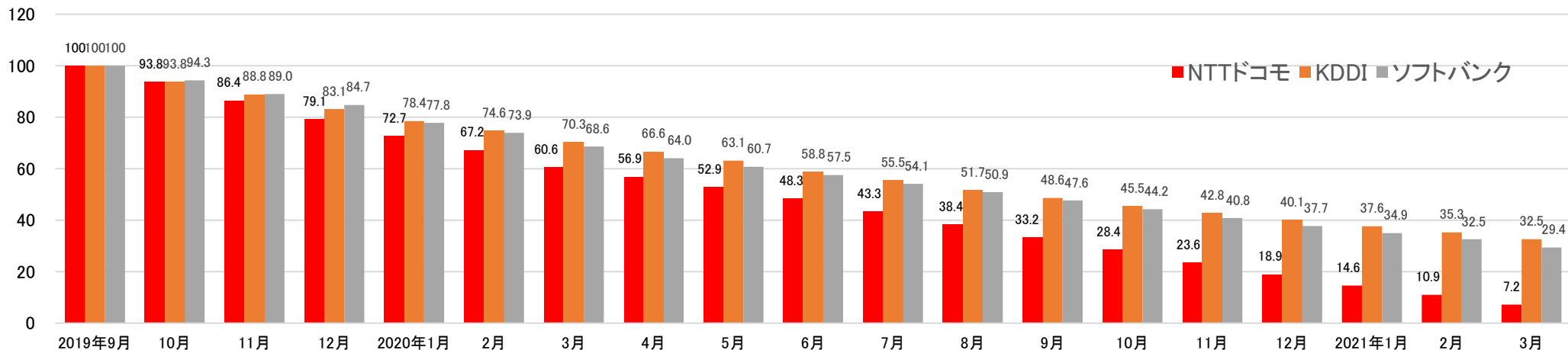
注1: ここでいう「契約数」とは、「移動電気通信役務の契約数」を指す。

注2: 2020年12月末時点及び2021年3月末時点のKDDIの契約数及び既往契約数には、同年10月1日に事業承継を行った「UQ mobile」分も含む。

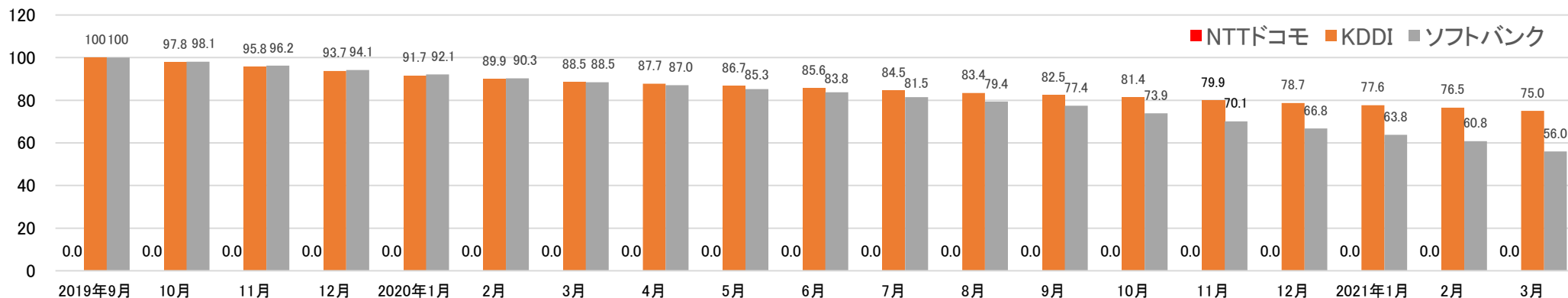
事業法第27条の3不適合利益提供等の残存数

- 事業法第27条の3不適合利益提供等のうち、「通信料金の割引」と「割賦代金の残債免除」の残存数は、以下のとおり。
- このうち、割賦代金の残債免除(2021年3月末時点)について、KDDIの実績は75.0%、ソフトバンクの実績は56.0%となっている。

事業法第27条の3不適合利益提供等の残存数(通信料金の割引) (個社別) (2019年9月=100としたときの指数。小数点以下第2位を四捨五入。月末時点。)



事業法第27条の3不適合利益提供等の残存数(割賦代金の残債免除) (個社別)

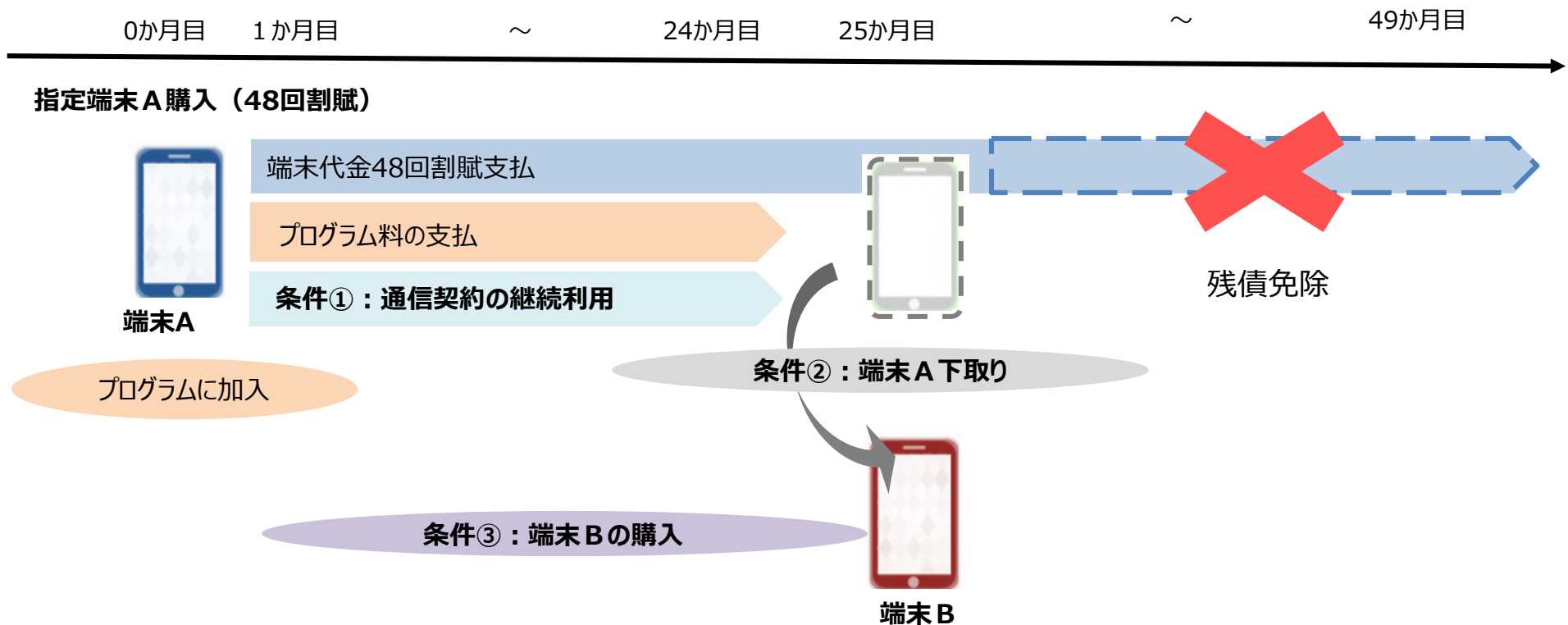


注1：事業法第27条の3不適合利益提供等とは、改正電気通信事業法の施行の前に約された移動電気通信役務の料金又は利益の提供であって事業法第27条の3第2項第1号に規定する移動電気通信役務の料金又は利益の提供に該当するもののうち、改正電気通信事業法の施行の時点での全部又は一部が実施されていないもの（通信料金の割引、割賦代金の残債免除等）をいう。

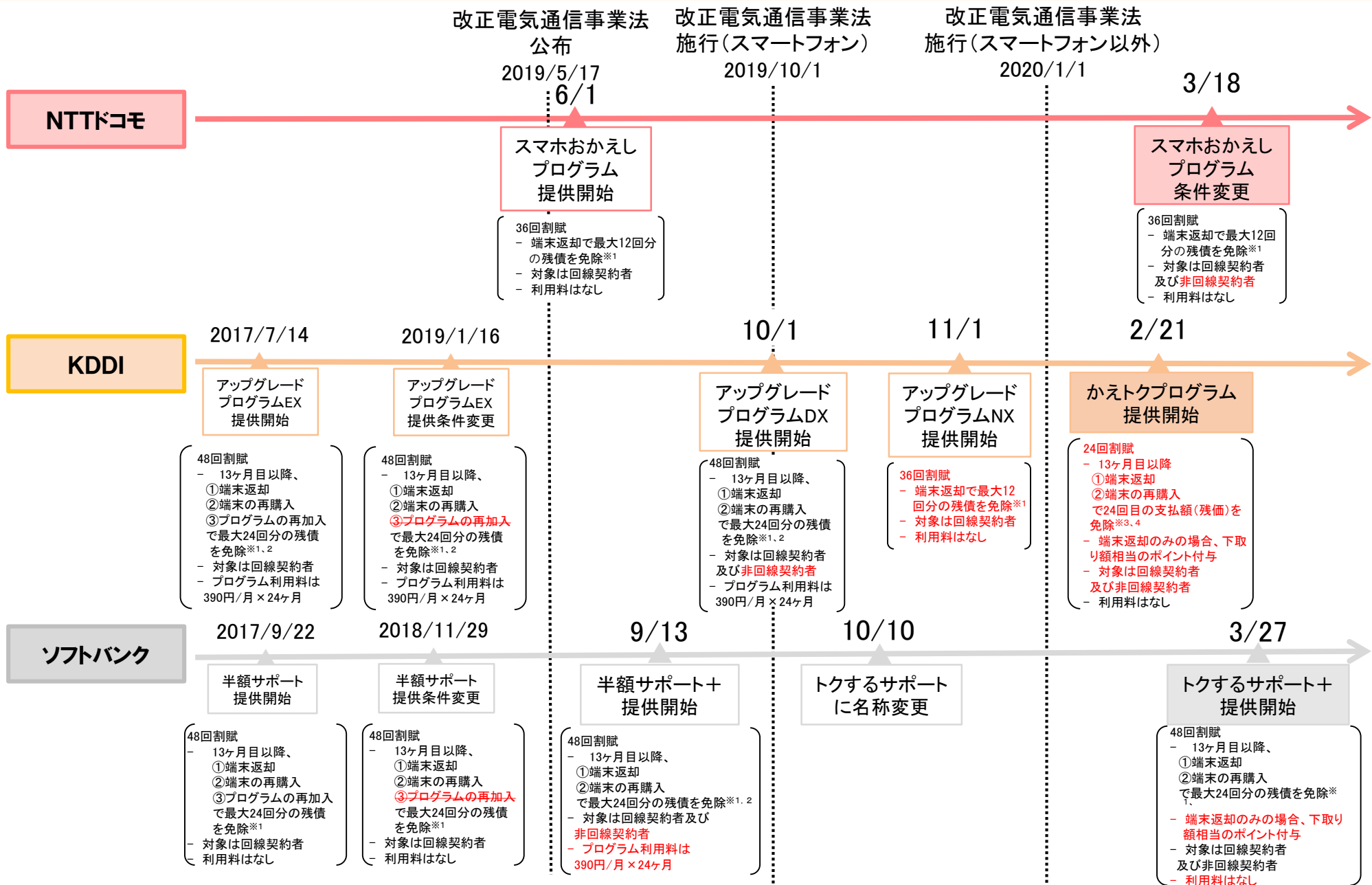
注2：2019年9月末時点を基準値（100）とした場合の指数の推移。

注3：2020年10月以降のKDDIの残存数には、同年10月1日に事業承継を行った「UQ mobile」分は含まない。

- 改正法の施行前に、KDDI（2017年7月～2019年9月）及びソフトバンク（2017年9月～2019年9月）は、**指定端末の48回割賦での購入**を加入条件としたオプションプログラムを提供していた。
- 以下の条件を満たした場合に、旧端末の割賦残債（最大2年分）が免除されるプログラムとなっていた。
 - 割賦残債の免除を受けるまでの間、**通信契約を継続している**こと。
 - 旧端末を下取り**に出すこと。
 - 新たに端末を購入**すること。



各社の端末購入サポートプログラムの変遷



※1 24ヶ月目までに特典を利用する場合にも、24回目までの分割支払金は引き続き支払いが必要。 ※2 24ヶ月目までに特典を利用するには、残月分のプログラム利用料の前払いが必要。
 ※3 23ヶ月目までに特典を利用する場合にも、23回目までの分割支払金は引き続き支払いが必要。 ※4 残債の再分割後は残債免除申込の当月以降の残債を免除

注: 赤字部分は、直前の端サポから提供条件に変更があった箇所。

「モバイル市場の競争環境に関する研究会」最終報告書(2020年2月)(抄)

第2章 利用者料金に関する事項

2. 改正電気通信事業法の施行

(3) 対応の方向性

③ 新事業法適合契約への移行促進

新事業法適合契約への移行の促進に関し、各事業者では、新事業法の趣旨を踏まえ、既往契約からの移行の際の違約金の免除等の取組を行っているが、一部の事業者では、移行後も、解約した既往契約の残余の拘束期間に新事業法適合契約を解約した場合には既往契約による違約金の支払いが発生し、利用者の混乱を招くおそれがあることが指摘されている。また、既往契約のうち残債免除を受けるための条件として指定端末の買換条件を有するものについては、施行日後も一定期間に渡り困り込みが継続することも指摘されている。既往契約について、利用者の移行や自由な事業者選択を促進するため、事業者においては、利用者の混乱を招くことがないよう利用者への適切な周知を行うとともに、その条件についての見直しを含め、移行促進のための適切な対応の必要性について検討していくことが必要である。

「競争ルールの検証に関する報告書2020」(2020年10月)(抄)

第2章 モバイル市場の競争環境に関する検証

3. モバイル市場の現況と分析

(4) 新プランへの移行状況

③ 対応の方向性

既往契約の事業法第27条の3の規律に適合する契約への移行については、各事業者において取組が行われているが、各事業者による周知が改正法の施行前後と比較して低調になってきているという指摘もあることから、利用者が漫然と更新することがないよう、各事業者においては、引き続き、移行促進のための周知や施策をしっかりと講じていくことが必要である。

(1) 現在の状況

- 前述のとおり、既往契約は、事業法第27条の3で禁止されている提供条件により改正法施行後も提供が続けられている契約であり、行き過ぎた囲い込みの禁止に反する違約金9,500円や、通信料金と端末代金の分離の趣旨に反する通信契約の継続利用を条件とする端末代金値引き等が依然として残っている契約である。
このため、事業法第27条の3の趣旨を徹底する観点から、できる限り早急に解消すること(具体的には、できる限り早急に既往契約が0になること)が望ましい。
- 2019年10月の改正法施行時においては、既往契約について特段の終了時期は定めず、事業者が策定した移行促進計画に基づき、既往契約の解消状況を確認してきた。しかしながら、改正法施行から2年を迎えようとする中で、既往契約の解消に向けた具体的な出口を検討する時期に来ていると考えられるのではないか。
- 特に、昨年の秋以降、携帯各社から低廉な料金プランが次々と発表され、市場全体として競争が活発化しており、また、MNPに関するルールの改正や、SIMロックの原則禁止、eSIMの導入などにより他の要因によるスイッチングコストの低減も進捗している。こうした中で、既存大手であるMNO3社が、事業法第27条の3の趣旨に反する、囲い込み効果の高い既往契約に加入する利用者を多く抱えたまま、新規事業者やMVNOとの間で顧客獲得を争うことは、決して対等な競争条件とは言えないのではないか。このため、公正な競争環境を整える観点からは、既往契約を早期に解消することが強く求められると考えられるのではないか。

(2) 不適合期間拘束契約①

- 前述のとおり、不適合期間拘束契約については、2021年3月末時点で、改正法施行時と比較して約5割が残っている。
- MNO3社のうち、KDDI及びソフトバンクについては、不適合期間拘束契約に加入する利用者が各社の提供する改正法適合契約に移行すれば※、不適合期間拘束契約への加入時期等に関わらず、同契約に基づく違約金9,500円が免除され、改正法の趣旨に反する違約金を払うことなく、他の事業者へ通信契約を乗り換えることが可能である。
- 他方、NTTドコモについては、不適合期間拘束契約に加入する利用者が同社の提供する改正法適合契約に移行しても、不適合期間拘束契約の拘束期間中は同契約に基づく違約金9,500円が留保されることとなっており、同期間中に他の事業者へ通信契約を乗り換えようとする、同額の違約金の支払いが必要となっている。
※ KDDIの一部の適合契約については、不適合期間拘束契約から移行する際に違約金が免除されない。(7ページ参照)

(2) 不適合期間拘束契約②

- この点について、「モバイル市場の競争環境に関する研究会」最終報告書において、利用者の混乱を招くおそれがある旨、また、事業者において、条件についての見直しを含め、移行促進のための適切な対応の必要性について検討していくことが必要な旨の指摘がなされていた(23ページ参照)。
- NTTドコモは、この違約金留保について、本年秋に解消することを表明しており、これが実現すれば、MNO3社全ての不適合期間拘束契約に加入する利用者が、各社の改正法適合契約に一度移行すれば、改正法の趣旨に反する違約金を支払うことなく、他の事業者に通信契約を乗り換えることが可能となる環境が整うことになる。
- 他方で、不適合期間拘束契約は、不適合の条件のまま更新が繰り返されることにより永続的に残る可能性があること、また、不適合期間拘束契約に加入する利用者は、改正法適合契約に一度移行しなければ、改正法の趣旨に反する違約金を支払うことなく他の事業者に乗り換えることができない(いわば、同違約金を支払わずに事業者を乗り換えるには「一手間余計にかかる」)ことを踏まえれば、事業法第27条の3の趣旨の徹底を図る観点から、施行後2年を迎えるこのタイミングで一定の移行の完了期限を定め、移行を図ることが適当ではないか。その際、不適合期間拘束契約の中には、継続利用割引など利用者にとって有利な契約もあることから、利用者利益にも配慮することが必要ではないか。

(3) 不適合利益提供等①

- 前述のとおり、不適合利益提供等のうち通信料金割引の契約については、2021年3月末時点で、NTTドコモについては7%程まで減少しているほか、KDDI及びソフトバンクについても、30%程度まで減少してきている。
- 他方で、不適合利益提供等のうち、KDDI及びソフトバンクが提供する旧端末購入サポートプログラム(割賦代金の残債免除)については、2021年3月末時点で、両社とも5割を超える不適合な契約が残っている。
- 両社の旧端末サポートプログラムについても、「モバイル市場の競争環境に関する研究会」最終報告書において、施行日後も一定期間に渡り困り込みが継続する旨、また、事業者において、条件についての見直しを含め、移行促進のための適切な対応の必要性について検討していくことが必要な旨の指摘がなされていた。

(3) 不適合利益提供等②

- 前述のとおり、不適合期間拘束契約については、事業法第27条の3の規律に反する条件ではあるものの、今秋以降、NTTドコモの違約金留保の解消が実現した場合には、利用者が各社の提供する適合契約に移行することにより、同規律に反する違約金を支払うことなく、通信事業者を乗り換えることができる環境が整うことになる。これに対し、旧端末購入サポートプログラムについては、利用者が通信事業者を乗り換えるためには、事業者を乗換えなかった場合に得ることができる利益である残債免除を断念するか、必ずしも望まぬ形やタイミングで端末を買換えなければならないという条件が依然として残っているにも関わらず、これまで見直しがされていない。このため、利用者における端末の買換えサイクルが長くなってきている中で、今後も旧端末購入サポートプログラムの残存契約が残り続け、通信事業者の乗換えを妨げる囲い込み効果が継続することが懸念される。
- このため、旧端末購入サポートプログラムについては、競争上問題が大きく、極力早急に解消することが強く求められるのではないか。

(4) 今後の方向性

- 既往契約を抱える事業者においては、以上のような競争上の懸念点・問題点を踏まえて、できる限り早期の既往契約の解消に向けて、具体的に取り組むことが求められるのではないか。
- このため、総務省においては、既往契約の種類に応じて、その解消の進捗状況や囲い込み効果の程度、また、利用者への影響にも配慮しつつ、既往契約の早期解消に向けたスケジュールを定めた上で、事業者に対し、既往契約をできる限り早期に解消するための積極的な取組を求めることが適当ではないか。
- その際、これら既往契約は、改正法の施行前に約されたという理由により、事業法上一義的には違法とは言えないため、その解消に向けた取組については基本的に事業者各社の自主的な取組を求めることになる。このため、総務省においては、必要に応じて、例えば今後の周波数割当等に当たってこれらの自主的な取組の対応について審査に活用するなど、事業者にインセンティブを与えてその取組を促すことも検討に値するのではないか。